

南島原の考古学

磨製石斧と樹木の関わり

～諏訪ノ上遺跡（深江町）～

縄文人・弥生人が使った道具に「磨製石斧」と呼ばれるものがあります。砥石によって研ぎだされた鋭い刃部をもつ石器で、主に柄を取り付けてオノとして用いられたと考えられます。

金属もまだ普及していなかった縄文時代や弥生時代前半期においては、樹木の伐採と木材の加工にもっとも威力を発揮したであろうと考えられるのが磨製石斧です。

深江中学校のテニスコートに隣接する諏訪ノ上遺跡は、今から約2,600年前の遺跡で、まだまだ石器に頼った生活が行われていました。ほ場整備に伴う発掘調査が行われ、6点の磨製石斧が出土しています。それらを観察すると、削る道具としてノミのようにして使われたと考えられる小型の1点を除いて、他の5点はすべて破損した状態です。このことは、何度も何度も木の幹や枝などに打ちこむ作業が行われたことを意味します。割れるくらいですから、打ち込まれるたびに相当な衝撃が加わっていたのでしょう。

こうした状況は諏訪ノ上遺跡にかぎったことではありません。遺跡の発掘調査で出土する磨製石斧の多くが完形ではなく、折れたり、刃が欠けたりした状態で出土します。木という素材は、軽さのわりに強度があり、加工しやすいというその特性から、原始古代のみならず現在に至るまでさまざまな場面で利用されてきましたが、磨製石斧は縄文・弥生時代の人間社会と樹木との密接な関わりあいを示す遺物といえるでしょう。

遺跡で出土する遺物もただ単に壊れているもの、不完全なものとして見るのではなく、どうしてそうなったかを想像することで、私たちは数千年前、数百年前に生きた人々の生活により間近に迫ることができます。そういったところも考古学の醍醐味です。



折れている磨製石斧

8月～9月の小企画

8月1日(木)～9月30日(月) ※休館日…火曜
午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

深江埋蔵文化財・噴火災害資料館

料一般…200円/高校生…150円/
中学生以下…無料

※団体割引あり

※企画展は入館料のみでご覧いただけます。

文化財課(南有馬庁舎) ☎73-6705

教えて！国民年金

～年金のはなし～

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金に加入することになっています。加入者は次の3つのグループに分かれます。

第1号被保険者



農業者、自営業者、学生、無職の人など

●手続き場所…各支所

※第2号被保険者で勤務先を退職したときは、第2号から第1号への変更手続きが必要となりますので、早めに手続きをお願いします。

第2号被保険者



会社員や公務員など

●手続き場所…勤務先

第3号被保険者



第2号被保険者に扶養されている配偶者(※収入要件あり)

●手続き場所…第2号被保険者の勤務先

日本年金機構 諫早年金事務所 ☎0957-25-1662 南島原市 健康づくり課 ☎73-6641 または 各支所

あなたの思う人権を言葉で伝えよう「人権啓発標語」募集

市民課(西有家庁舎) ☎73-6647 FAX: 82-3086

〒859-2211 西有家町里坊96番地2

Eメール: shimin-han@city.minamishimabara.lg.jp

人権ってなんだろう? 答えは人それぞれでしょう。どこにでも誰にでもある身近な問題として、考える機会としてみてください。

どんなことでもかまいません。あなたの想いを言葉にしてみませんか?

※入賞者には、賞状および商品を贈呈します。(応募者全員に参加賞があります)

※入賞者は、氏名、住所(町名まで)、入賞作品を市ホームページにて発表します。(匿名希望可)

9月6日(金)

南島原市

標語と必要事項(氏名(ふりがな)、住所、生年月日、電話番号)を記載の上

市LINEまたは、郵送、ファックス、Eメールで応募してください。

※書式は自由です。

※未発表のものを1人1点までとします。

※小・中学生は学校を通じて応募してください。



市LINE

情報公開制度の概要と開示状況

総務秘書課(西有家庁舎) ☎73-6621

情報公開制度の概要

市民と市との協働による公正で民主的なまちづくりの推進に寄与するため、市が保有する公文書を請求に応じて開示する制度です。開示請求(情報公開制度)の対象文書は、職員が職務で作成・取得した文書、図画、フィルムおよび電磁的記録で、組織的に用いるために保有しているものです。

令和5年度の開示決定状況

	情報公開制度
全部開示	28件
部分開示	27件
不開示(文書不存在など)	21件
存否応答拒否	1件
取下げ	0件
合計	77件
処理した公文書数	2,306ページ

※これらの決定に対して、不服があった場合に
行われる審査請求は0件でした。

開示請求の方法

①見たい公文書を保管している担当課に相談をして公文書の特定をしてください。
※公文書を保管する担当課がわからない場合は、総務秘書課にお問い合わせください。

②開示請求書に必要事項(見たい公文書の名称など)を記載して、総務秘書課に提出してください。

開示請求の費用について

・開示決定された公文書の閲覧のみは費用がかかりません。
・開示決定された公文書のコピーが必要な場合はコピー代(先払い)がかかります。

・開示決定された公文書の送付が必要な場合は送料(先払い)がかかります。

マイナンバーの不審なお尋ねにご注意ください

市民課(西有家庁舎) ☎73-6647
南島原警察署 ☎86-2110

マイナンバーを市役所から電話やメール、訪問などによりお尋ねすることはありません。

勧誘や個人情報の取得を行おうとする内容の電話やメール、訪問には絶対に応じず、直ちに相談窓口や最寄りの警察署に相談してください。